

障 第 4 8 3 9 号 の 1  
令和7年(2025年) 3月17日

各指定障害福祉サービス事業所等 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに  
事務処理手順及び様式例の提示について(通知)

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課から別添のとおり通知がありました。

つきましては、内容について御了知の上、適切に御対応ください。

なお、令和7年4月又は5月から福祉・介護職員等処遇改善加算を取得する場合(令和6年度から引続き取得する場合を含む)は、令和7年4月15日(火曜日)までに、令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書等(別紙参照)の提出をお願いします。

また、令和7年度においては、本計画書の様式と佐賀県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金に係る計画書の様式が一本化されておりますので、提出の際はご注意ください。

佐賀県健康福祉部障害福祉課  
指導担当 0952-25-7401

○令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書の提出について

(1) 提出書類

①別紙様式2（補助金・加算計画書一体化様式）

※佐賀県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金を申請される場合は、別紙様式2のシート「2-3（補助金総括表）」及び「2-4（補助金個票）」にも必ず記載の上、補助金の受付先（別途連絡予定）にご提出ください。

※補助金の計画書と処遇改善加算の計画書の提出先は異なりますのでご注意ください。（それぞれに提出が必要です。）

※当補助金の詳細については、別途、佐賀県HPに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。（<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji003111964/index.html>）

②体制状況一覧表

※体制等状況一覧表も揃った状態で提出してください。

※押印及び就業規則等の添付書類は不要。

(2) 提出期限

- ・令和7年4月又は5月から加算を取得する場合  
（令和6年度から引続き加算を取得する場合を含む）  
→ **令和7年4月15日（火曜日）必着**

(3) 提出方法

**郵送又は持参**（〒840-8570 佐賀県庁障害福祉課指導担当宛）

※封筒に「福祉・介護職員等処遇改善計画書在中」と朱書きしてください。

(4) その他留意事項

ア 賃金改善方法の周知について

処遇改善加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、障害福祉サービス等処遇改善計画書や情報公表制度等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

イ 労働法規の遵守について

処遇改善加算の目的を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。